

土地改良区だより

令和2年8月発行(第28号)
比企郡川島町大字白井沼99番地1
川島町土地改良区 ☎049-297-6767
<https://www.kawadokai.com/>

理事長あいさつ

川島町土地改良区理事長 飯島 和夫

残暑の候、皆様方におかれましては、ご健勝にてご活躍のこととお喜び申し上げます。また、日頃より、土地改良区事業の運営につきまして、ご理解とご協力を賜り、こころより感謝申し上げます。

昨年の台風19号では、梅ノ木・古凍揚水機場が水没するなど当改良区も大きな被害を受けました。激甚災害の指定を受け、国や東松山市、川島町の補助により、組合員の負担なく約5億円の災害復旧事業を実施し、コロナウイルス感染症により工事の遅れも心配されましたが、予定通り5月から送水を行うことができました。

未収金につきましても、弁護士への債権回収委託を実施し、一定の成果を上げており、引き続き徹底した回収に努めてまいります。

また、白井沼・浅間貯水池のソーラー発電事業者への貸付も開始しました。毎年約200万円の地代が20年間支払われますので、少しでも皆様の負担軽減につながればと考えております。

新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中で、不安も多いこととは思いますが、明るい未来に向かい、皆様とともに一歩一歩着実に前進してまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和2(2020)年度の賦課金について

		納期限(全4回)
○経常賦課金(10a当たり)		
(1) 組合費	3,700円	令和2年8月31日 令和2年11月2日 令和2年12月25日
○特別賦課金(10a当たり)		
(2) かんがい排水事業施設維持管理費賦課金	800円	
(3) 北部及び南部かんがい排水事業工事費賦課金	6,550円	
※(3)に限り、令和4年度(令和5年2月)終了予定		
(4) かん排施設運営費賦課金	※ 2,300円	令和3年2月1日
※揚水機場施設運営にかかる費用が確定後に算定するため、1月に納入通知書を送付します。		

★ (1)～(3)の合計賦課金額が1,000円以下の組合員は減免となります。

○希望者賦課(10a当たり)
(5) かんがい排水事業工事費前納賦課金 8,000円 令和2年11月2日
※希望者は令和2年8月31日までに申請手続きを行ってください。

○地区除外義務決済金(1㎡当たり) 44円(白地は1円、工事費前納賦課金支払い済の土地は35円)
※農業委員会で農地転用の許可になった時点で賦課されますが、一時転用は除外の対象となりません。

★ 口座振替納付をされている方は、振替日前に預金口座の残高をご確認ください。
納期日に残高不足等で口座振替出来なかった場合は、後日郵送する納付書(督促状)にて、金融機関窓口で直接納付してください。

令和2(2020)年度 揚水機運転状況

★節水にご協力ください★

今年度は、4月から7月にかけて定期的に降雨があり、給水開始から中干しまでの揚水機の稼働台数も必要最小限で済みました。梅雨明け後は各揚水機場の送水量が徐々に増え、また異常気象・猛暑による河川の水不足も懸念されますので、引き続き節水にご協力いただき、無駄のない水利用を心がけていただきますようお願いいたします。

年度	5月分電気代	6月分電気代	合計
令和元年度	5,363,066円	7,693,773円	13,056,839円
令和2年度	3,983,105円	7,437,487円	11,420,592円



※ 6月までの電気代は、令和元年度に比べ1,636,247円減となっています。
※ 5月～9月までの電気代は、かん排施設運営費賦課金(10a当たり2,300円)に含まれますので、節水は運営費の軽減につながります。

滞納整理の取り組みについて

川島町土地改良区では、賦課金の滞納問題解消のため、役職員一丸となって滞納整理を行っております。その取り組みのひとつに、法律事務所による未収金回収業務があります。

昨年8月から業務開始を開始したところ、今日までに回収委託をした組合員の約半数が完納し、定期的に分割納付を行い、完納に向かっている組合員もいます。また、滞納金の回収額につきましても、平成30年度は約400万円でしたが、令和元年度は約900万円と、一定の成果を上げておりますので、より一層努力してまいります。

今年度も法律事務所への委託を実施いたしますので、過去に未納がある方は法律事務所からの回収対象になる場合がございます。引き続き、賦課金の納付にご協力をお願いいたします。

★賦課金は、土地改良法第36条及び39条の規定に則り、土地改良区の運営に必要な経費として、組合員の皆様から徴収しております。これらは税金に準ずるものであり、滞納されますと滞納処分(強制徴収・差押え)を執行いたします。

【委託先】 弁護士法人 舘野法律事務所 弁護士 舘野 完
〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2丁目16番8号 南雲ビル2階

土地改良区事務局職員の募集について

川島町土地改良区では、下記の日程で事務局職員採用試験を実施いたします。

○受付期間 令和2年8月3日(月)～8月20日(木)まで
○第1次面接 令和2年8月30日(日)
○採用予定日 令和2年10月1日(木)
○採用人数 若干名

※受験案内は、土地改良区ホームページまたは事務所で配布しています。
詳細やご不明な点は、川島町土地改良区事務局(049-297-6767)までお問い合わせください。

URL <https://www.kawadokai.com/> (『川島町土地改良区』で検索)

土地改良区への届出について

～こんなときは、土地改良区へ必ず届出をしましょう！～

- ① 農地を 貸借 / 返還 / 売買 / 譲渡 するとき
- ② 相続等の理由により、組合員名義を変更するとき
- ③ 組合員の住所、納付書の送付先が変更になったとき
- ④ 所有している農地の面積に増減があったとき



※振替口座を登録・変更の際は、金融機関にてお手続きをお願いします。

口座振替で利用できる金融機関は、埼玉中央農業協同組合と埼玉縣信用金庫の各支店のみです。手続きに必要な書類は土地改良区事務所で配布しております。

-----以下のことにご注意ください-----

- ① 農地を売買・譲渡する場合、その土地に滞納した賦課金があると、新しくその土地を取得した方に支払い義務が生じることになります。(土地改良法第42条第1項『権利義務の承継』より) 農地の売買契約をされる場合は、当事者間で滞納賦課金を清算してください。
- ② 公共事業の用地として転用される農地についても、転用決済金がかかります。用地買収説明会、契約調印の際など、事業主体(買収者)と十分話し合い、疑義が生じないようにお願いします。

土地改良区からのお願い

- ◎ **ゴミの不法投棄について**
水路にゴミを不法投棄する人が後を絶たず、土地改良区はゴミの処理に大変苦慮しています。このゴミによって下流に迷惑がかかるとともに、水路があふれ災害の恐れもありますので、絶対にゴミを捨てない・捨てさせないようにご協力をお願いします。
ゴミの不法投棄は、河川法及び廃棄物処理法により処罰されます。
- ◎ **水路の転落事故について**
近年、水路に転落し死亡する事故が全国で多発しています。「小さな水路だし・・・」「いつもの水路だから・・・」と想着いても、転落すると大変危険です。普段から、水路に近づく際は十分な安全確認を行いましょ。なお、大雨等で増水した水路を見に行くことは、絶対にやめましょ。
- ◎ **大雨時の堰板(せきいた)の取扱いについて**
昨年10月の台風19号の際は、事前に堰板の取り外しにご協力いただいたこともあり、被害を最小限に防ぐことができました。引き続き、地元の用排水路の保全にご協力をお願いします。

財務状況について

[令和2年度 収入・支出予算(当初)]

一般会計		収入		支出	
款	予算額	款	予算額	款	予算額
1. 組合費	54,604	1. 事務所費	50,149		
2. 補助金	10,721	2. 負担金	197		
3. 財産収入	25	3. 維持管理費	11,239		
4. 雑収入	1,650	4. 事業費	1,753		
5. 繰入金	10	5. 災害復旧費	672,764		
6. 使用料	14,652	6. 財産費	1,670		
7. 繰越金	676,513	7. 諸費	950		
		8. 借入金利息	1,000		
		9. 繰出金	14,703		
		10. 予備費	3,750		
収入合計	758,175	支出合計	758,175		

[令和元年度 収入・支出決算]

一般会計		収入		支出	
款	決算額	款	決算額	款	決算額
1. 組合費	52,560,336	1. 事務所費	44,296,851		
2. 補助金	179,529,500	2. 負担金	196,200		
3. 財産収入	41,914	3. 維持管理費	11,789,325		
4. 雑収入	2,972,849	4. 事業費	2,299,548		
5. 繰入金	16,140,590	5. 災害復旧費	1,256,200		
6. 使用料	12,978,235	6. 財産費	2,971,298		
7. 繰越金	11,367,032	7. 諸費	246,108		
		8. 借入金利息	0		
		9. 繰出金	28,820,476		
		10. 予備費	0		
収入合計	275,590,456	支出合計	91,876,006		

※収入支出差引残金 183,714,450 円は、主に災害復旧事業費として翌年度に繰越しました。

特別会計(北部及び南部かんがい排水事業)

特別会計(北部及び南部かんがい排水事業)		収入		支出	
款	予算額	款	予算額	款	予算額
1. 組合費	129,309	1. 事務所費	6,895		
2. 補助金	36,588	2. 事業費	35,389		
3. 雑収入	3,590	3. 維持管理費	66,411		
4. 交付金	1	4. 負担金	13,125		
5. 繰入金	35,052	5. 償還金及び利子	86,444		
6. 繰越金	14,678	6. 借入金利息	1		
		7. 拠出金	1,104		
		8. 繰出金	5,000		
		9. 諸費	500		
		10. 予備費	4,349		
収入合計	219,218	支出合計	219,218		

特別会計(北部及び南部かんがい排水事業)

特別会計(北部及び南部かんがい排水事業)		収入		支出	
款	決算額	款	決算額	款	決算額
1. 組合費	119,643,556	1. 事務所費	6,862,380		
2. 補助金	11,916,328	2. 事業費	24,435,866		
3. 雑収入	6,933,429	3. 維持管理費	38,397,862		
4. 交付金	0	4. 負担金	0		
5. 繰入金	28,784,000	5. 償還金及び利子	87,023,023		
6. 繰越金	3,543,357	6. 借入金利息	0		
		7. 拠出金	1,555,500		
		8. 繰出金	4,000,000		
		9. 諸費	38,022		
		10. 予備費	0		
収入合計	170,820,670	支出合計	162,312,653		

※収入支出差引残金 8,508,017 円は、翌年度に繰り越しました。

特別会計(地区除外義務決済金)

特別会計(地区除外義務決済金)		収入		支出	
款	予算額	款	予算額	款	予算額
1. 決済金	1	1. 雑費	1		
2. 雑収入	30	2. 繰出金	10		
3. 繰越金	56,100	3. 予備費	56,120		
収入合計	56,131	支出合計	56,131		

特別会計(地区除外義務決済金)

特別会計(地区除外義務決済金)		収入		支出	
款	決算額	款	決算額	款	決算額
1. 決済金	162,703	1. 雑費	0		
2. 雑収入	52,487	2. 繰出金	0		
3. 繰越金	56,017,750	3. 予備費	0		
収入合計	56,232,940	支出合計	0		

※収入支出差引残金 56,232,940 円は、翌年度に繰り越しました。

資 産 367,817,259 円 (長期借入金等)
負 債 272,471,332 円